

経 済 産 業 省

20200310製局第1号  
令和2年3月12日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から令和2年3月10日付け警察庁丙組組企発第108号、警察庁警備局長から令和2年3月10日付け警察庁丙備企発第114号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が令和2年3月9日付け外務省告示第65号により、国家公安委員会委員長が令和2年3月10日付け国家公安委員会告示第9号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機密性 1

警察庁丙組組企発第 108 号  
警察庁丙備企発第 114 号  
令和 2 年 3 月 10 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長  
警察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 136）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 2 年 3 月 9 日付け外務省告示第 65 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件」（令和 2 年 3 月 10 日付け国家公安委員会告示第 9 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、ISILその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対  
象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第六十五号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和二年外務省告示第五十  
一号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六  
十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第千二百五十三号  
に基づき設立された各理事會委員會が令和二年三月四日に行つた決定等  
に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4(b)、第千三百三十三号8  
(c)、第千三百九十号2(a)、第千九百八十八号1(a)、第千九百  
八十九号1(a)、第千二百五十三号2(a)及び第千二百五十五号  
1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のよう  
に改正する。

令和二年三月九日  
外務大臣 茂木 敏充  
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規  
定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>[1. ～781. 略]</p> <p><u>782.</u> <u>ジャマー・アンシャルット・ダウラ</u> (別称: (a) <u>ジェマー・アンシャルット・ダウラ</u> (b) <u>ジャマー・アンシャルット・ダウラット</u>)</p> <p><u>JAMAAH ANSHARUT DAULAH</u></p> <p><u>(a. k. a. : (a) Jemaah Anshorut Daulah (b) Jamaah Ansharut Daulat)</u></p> <p><u>旧称: 不明</u></p> <p><u>所在地: 不明</u></p> <p><u>国連制裁委員会による指定日: 2020年3月4日</u></p> <p><u>その他の情報: 2015年に当時のISIL指導者アブー・バクル・アル・バグダーディへの忠誠を表明したインドネシアの過激主義者グループの上部組織として設立された。イラクのアル・カーイダ(453. に指定した団体)としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国と関係がある。同団体に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク: <a href="https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities">https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities</a></u></p> <p><u>783.</u> <u>イラクとレバント地方のイスラム国リビア</u> (別称: (a) <u>リビアのイラクとレバント地方のイスラム国</u> (b) <u>バルカ州</u> (c)</p>	<p>(別表)</p> <p>[1. ～781. 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

フェッザーン州 (d)トリポリタニア州 (e) タラーブルス州 (f)アル・タラーブルス州

ISLAMIC STATE IN IRAQ AND THE LEVANT-LIBYA

(original script: الدولة الإسلامية في العراق والشام - ليبيا)

(a.k.a.: (a)Islamic state of Iraq and the Levant in Libya (b)Wilayat Barqa (c)Wilayat Fezzan (d)Wilayat Tripolitania (e)Wilayat Tarablus (f)Wilayat Al-Tarablus)

旧称：不明

所在地：不明

国連制裁委員会による指定日：2020年3月4日

その他の情報：2014年11月にイブラヒーム・アッワード・イブラヒーム・アリー・アル・バドリー・アル・サマッライ(600.に指定した個人)としてリストに掲載されているアブー・バクル・アル・バグダーディの表明に基づき設立された。イラクのアル・カーイダ(453.に指定した団体)としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国と関係がある。同団体に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>

784. イラクとレバント地方のイスラム国イエメン(別称：(a)イエメンのイラクとレバント地方のイスラム国 (b)イエメンのイスラム国 (c)イエメンのISIL (d)イエメンのISIS (e)

[新設]

アル・イエメン州、イエメン州

ISLAMIC STATE IN IRAQ AND THE LEVANT-YEMEN

(original script: الدولة الإسلامية في العراق والشام - اليمن)

(a.k.a.: (a) Islamic State of Iraq and the Levant of Yemen (b) Islamic State in Yemen (c) ISIL in Yemen (d) ISIS in Yemen (e) Wilayat al-Yemen, Province of Yemen)

旧称：不明

所在地：不明

国連制裁委員会による指定日：2020年3月4日

その他の情報：2014年11月にイブラヒーム・アッワード・イブラヒーム・アリー・アル・バドリー・アル・サマッライ（600. に指定した個人）としてリストに掲載されているアブー・バクル・アル・バグダーディが忠誠の誓いを受諾したことに基づき設立された。イラクのアル・カーイダ（453. に指定した団体）としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国と関係がある。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：[https:// www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities](https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities)

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○国家公安委員会告示第九号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月十日

国家公安委員会委員長 武田 良太

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する法人その他の団体

1 名称 ジャマー・アンシャルット・ダウラ（JAMAAH ANSHARUT DAULAH）

別名 (a)ジェマー・アンショルット・ダウラ（Jemaah Anshorut Daulah） (b)ジャマー・アンシャルット・ダウラット（Jamaah Ansharut Daulat）

旧名称 不明

所在地 不明

名簿に記載された年月日 2020年3月4日

名簿記載者公告番号 QE-88

その他参考となるべき事項 2015年に当時のISIL指導者アブー・バクル・アル・バグダーディへ

の忠誠を表明したインドネシアの過激主義者グループの上部組織として設立された。イラクのアル・カーイダ（QE-48）としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国と関係がある。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>

2 名称 イラクとレバント地方のイスラム国リビア（ISLAMIC STATE IN IRAQ AND THE LEVANT-LIBYA（original script：الدولة الإسلامية في العراق والشام - ليبيا））

別名 (a)リビアのイラクとレバント地方のイスラム国（Islamic state of Iraq and the Levant in Libya） (b)バルカ州（Wilayat Barqa） (c)フェッザーン州（Wilayat Fezzan） (d)トリポリタニア州（Wilayat Tripolitania） (e)タラーブルス州（Wilayat Tarablus） (f)アル・タラーブルス州（Wilayat Al-Tarablus）

旧名称 不明

所在地 不明

名簿に記載された年月日 2020年3月4日

名簿記載者公告番号 QE-89

その他参考となるべき事項 2014年11月にイブラヒーム・アッワード・イブラヒーム・アリー・アル・バドリー・アル・サマッライ（QI-173）としてリストに掲載されているアブー・バクル・

アル・バグダーディの表明に基づき設立された。イラクのアル・カーイダ（QE-48）としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国と関係がある。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>

3 名称 イラクとレバント地方のイスラム国イエメン（ISLAMIC STATE IN IRAQ AND THE LEVANT-YEMEN (original script : **الدولة الإسلامية في العراق والشام - اليمن**))

別名 (a)イエメンのイラクとレバント地方のイスラム国 (Islamic State of Iraq and the Levant of Yemen) (b)イエメンのイスラム国 (Islamic State in Yemen) (c)イエメンのISIL (ISIL in Yemen) (d)イエメンのISIS (ISIS in Yemen) (e)アル・イエメン州、イエメン州 (Wilayat al-Yemen, Province of Yemen)

旧名称 不明

所在地 不明

名簿に記載された年月日 2020年3月4日

名簿記載者公告番号 QE-90

その他参考となるべき事項 2014年11月にイブラヒーム・アッワード・イブラヒーム・アリー・アル・バドリー・アル・サマッライ（QI-173）としてリストに掲載されているアブー・バクル・

アル・バグダーディが忠誠の誓いを受諾したことに基づき設立された。イラクのアル・カーイダ（Q E-48）としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国と関係がある。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>